

特別民間法人
建設業労働災害防止協会の改革案について
《改革案説明資料》

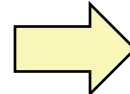
建設業労働災害防止協会の改革案について

ヒト

1. 組織のスリム化

○ 常勤役員の削減
 <平成21年度>
 2人

<平成22年度>
 2人



<平成23年度>
 1人

役員:平成22年度中に1名とし、民間から登用
 職員:定年を迎えた国家公務員OB職員の補充については民間から積極的に登用

国家公務員
 OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
常勤役員	2/2人中	2/2人中	0
常勤職員	43/285人中	41/282人中	▲2

改革の効果

《削減数》

常勤役員▲1人(新規)
 常勤職員▲1人(新規)

《今後の対応》

役員: 民間
 職員: 安全管理士等専門職
 を除き定年後解消

モノ

2. 余剰資産などの売却

〔 研修所跡地の売却 ※維持費と売却損益を見極めて実施 〕

《削減額》

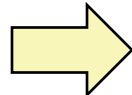
▲130万円(新規)

カネ

3. 国からの財政支出の削減

<平成21年度>
 10.2億円

<平成22年度>
 7.3億円



<平成23年度>
 4.9億円以下

・ 補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)
 ・ 平成22年度に建災防に委託した事業を平成23年度から大幅縮小(▲2.4億円)

《削減額》

▲2.4億円(新規)

※ 上記のほか1者応札
 を解消するための調達
 方法の見直しを実施

4. その他改革事項

〔 自主事業の見直し(拡大)による国の関与の削減 〕

《国民への影響》

国からの財政支出の削減が可能となる

1. 組織のスリム化

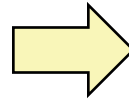
○ 常勤役員の削減

<平成21年度>

2人

<平成22年度>

2人



<平成23年度>

1人

役員：平成22年度中に1名とし、民間から登用
職員：定年を迎えた国家公務員OB職員の補充については民間から積極的に登用

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
常勤役員	2/2人中	2/2人中	0
常勤職員	43/285人中	41/282人中	▲2

改革の効果

《削減数》

常勤役員▲1人(新規)
常勤職員▲1人(新規)

《今後の対応》

役員：民間
職員：安全管理士等専門職
を除き定年後解消

《これまでの改革努力》

- 平成14年度6人(全員公務員OB)であった常勤役員数を漸減させ、平成21年度までに2人(全員公務員OB)にまで削減し、組織の効率化・スリム化に努めてきた。
- 職員についても順次減少し、平成21年度285人(公務員OB43人)であったものを平成22年度に282人(公務員OB41人)に削減。

《これからの改革努力》

- 平成22年度総代会(平成22年5月)後は、職員能力の向上、チェック体制の確立を更に図った上で常勤役員を1名体制とするとともに、民間登用により公務員OBによる常勤役員を「ゼロ」とする予定。
- 継続一者応札委託事業の廃止に伴い、委託事業の実施のために配置していた職員について自主事業の拡大の中でゼロベースの見直しを行う。

改革の効果

《削減額》

▲130万円(新規)

モノ 2. 余剰資産などの売却

- ・ 研修所跡地の売却 ※維持費と売却損益を見極めて実施

《これまでの改革努力と今後の方針》

- 研修所跡地の売却を検討するも地価下落のため希望価格での売却が困難
- 今後、維持費と売却損益を見極めて売却し、ムダの排除に努める

《具体的な内容》

○土地売却

【研修所跡地】

神奈川県足柄郡湯河原町
土地:約6,896㎡

売却

《具体的な効果》

○ 維持費と売却損益を見極めて売却予定

【購入額:160,755千円(S50)】
【鑑定額:183,490千円(H15)】
【維持費: 1,265千円(H21)】

改革の効果

《削減額》

▲2.4億円(新規)

カネ 3. 国からの財政支出の削減

＜平成21年度＞
10.2億円

＜平成22年度＞
7.3億円

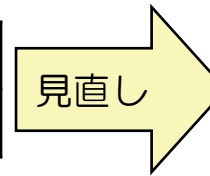
＜平成23年度＞
4.9億円以下

- ・ 補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)
- ・ 平成22年度に建災防に委託した事業を平成23年度から大幅縮小(▲2.4億円)

※ 上記のほか1者応札を解消するための調達方法の見直しを実施

《補助金の見直し》

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
3.9億円	3.7億円	3.7億円	3.6億円	2.9億円

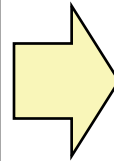


中小企業対策

23年度
2.9億円上限

《見直しの考え方》

- 今後は経営基盤や人的体制が弱く、依然労働災害発生率の高い中小零細企業を対象とした事業に重点を置いた補助へ見直す。



《具体的な対策》

- 事業費補助は中小零細企業を対象とした個別指導の実施等労働災害防止効果の高い事業に限定、補助率は3/4へ削減。
事業に付随する人件費、管理費は、事業費補助の中で必要な経費を積算。

《委託費の大幅縮小》

【契約額ベース】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
8.7億円	7.6億円	6.8億円	6.6億円	4.4億円



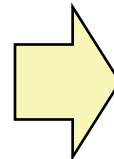
民間参入促進

23年度
2.0億円以下

※ 平成22年度までに順次削減し、平成22年度は平成18年度に比較して約49%削減を達成

《見直しの考え方》

- 「継続1者応札事業」を廃止。
- 緊急性、必要性の更なる精査により、事業規模の大幅な縮小を図る。



《具体的な対策》

- 緊急性の高い「墜落・転落災害の防止」に大幅縮小、調達に当たっては事業分割、受託条件の緩和等により民間参入を促進。

4. その他改革事項

- ・ 自主事業の見直し(拡大)による国の関与の削減

《これまでの改革努力》

- 徹底した経費の削減(調達時における競争的入札の拡大、光熱水料の節約等)
- 自己収入の確保
 - ① 安全衛生教育の実施(安全衛生教育カリキュラムの拡充による受講者拡大)
【職長・安全衛生責任者教育 平成17年度16,000人 ⇒ 平成21年度21,000人】
 - ② 最新情報(建設工法、安全対策等)を盛り込んだテキスト等の開発
【足場の点検用チェックシートを開発、関係テキスト約5万部頒布(平成21年)】
 - ③ 建設業版「労働安全衛生マネジメントシステム」認定制度の開発
【認定事業場数:平成20年度10件 ⇒ 平成21年度26件】

《これからの改革努力》

- 徹底した経費削減に加え、労働安全衛生マネジメントシステム認定事業の展開等自主事業の見直し(拡大)による自己収入の確保を図る。
【主な新規・拡充事業】
 - ・ 建設業版「労働安全衛生マネジメントシステム」認定件数の拡大
 - ・ ニーズに即したテキスト等の作成・頒布及び教育研修の実施

- ★ 国からの財政支出は「必要最小限」とする
- ★ 自主事業の活性化による「事業者の自主的な労働災害防止活動」の促進